京都市上下水道局告示第４１号

下水道法第４条第６項の規定により準用する同条第１項の規定により京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同法施行令第３条の規定により、次のとおり告示し、当該事業計画の変更の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の変更の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和８年３月１１日

京都市公営企業管理者
上下水道局長　吉川　雅則

１　事業計画の名称

京都府桂川右岸流域関連京都市公共下水道事業計画

２　事業施行期間

昭和４８年７月３日から令和１３年３月３１日まで

３　変更に係る事項

⑴　汚水計画における処理分区界の変更

⑵　雨水計画における主要な管渠のルート変更

⑶　事業施行期間の延伸

４　縦覧場所

〒６０１－８１１６

京都市南区上鳥羽鉾立町１１番地３

京都市上下水道局下水道部計画課

５　縦覧期間

令和８年３月１１日から令和８年３月２５日まで（京都市の休日を定める条例第１条第１項に規定する本市の休日を除きます。）

６　縦覧時間

午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までを除きます。）

７　意見書の提出

当該事業計画の変更の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記５の縦覧期間内に、上記４の場所に提出してください。

（上下水道局下水道部計画課）